

2021年度②

商 法

(全 2 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

商 法②

I 手形法における裏書連続の意義と効果について、説明しなさい。(150字以内)

(20点)

II 次の問題〔1〕・〔2〕につき、それぞれ解答しなさい。その際、単に結論を示すだけでなく、結論を裏付ける理由についても簡潔に示しなさい。(計80点)

〔1〕 甲株式会社(以下「甲社」という。)は、札幌市に本店を置き、食品・乳製品の製造・販売を事業内容としている。甲社は、会社法上の公開・大会社であり、監査役会設置会社である。また、甲社は、その発行する株式を証券取引所の一部に上場している。甲社の決算期は、定款により3月末日とされ、定時株主総会における議決権行使の基準日も同日とされている。令和2年の甲社の定時株主総会(以下「本件総会」という。)は、令和2年6月25日とされ、その全株主に適法に招集通知が発せられた。本件総会の目的事項は、すべて会社提案であり、報告事項は、1号議案：計算書類等の報告の件であり、決議事項は、2号議案：任期満了に伴う取締役7名選任の件、3号議案：株主に対する剰余金の配当の件であった。本件総会当日、甲社で2年前に発生した食品衛生管理上の問題を糾弾するべく、20名の議決権を有する個人株主(以下「本件株主」という。)が、早朝から本件総会の会場入り口に並んでいた。本件株主が、9時30分の開場を待って、議場に先頭をきって入場したところ、すでに、甲社の従業員である株主50名が、議長席から見た最前列から5列目までに開場前から着席していた。1号議案の報告の後に、決議事項の審議に入ったが、2号議案については、取締役候補者7名中の2名が機関投資家の反対により否決され、他の5名については可決された。なお、甲社の定款には、取締役の員数に関する特段の定めはない。3号議案については可決された。なお、議長などの役員は、株主からの質問に対して丁寧な説明を行っていた。

本件株主は、適法な提訴期間内に、本件総会の決議の取消しの訴えを提起した。その訴えが認容されるかどうかについて、議案ごとに論じなさい。(40点)

[2] X株式会社（以下「X社」という。）は、京都市に本店を置き、和食品（京料理）の調理・販売を事業内容としている。X社は、定款で、その発行する全株式について譲渡制限株式とするとともに、その譲渡の承認機関は代表取締役としている。X社は取締役会を設置しておらず、現在の取締役としては、創業者（故人）の長男である代表取締役社長A、Aの弟である常務取締役B、Aの妹である取締役Cの3名が在任する。また、X社の株主構成としては、Aが40パーセントの400株、BとCが各々30パーセントの300株を保有している。AとBの兄弟仲は極めて悪く、X社の経営方針を巡っても、ことあるごとに対立してきた。Cは、子供のころからBと仲がよく、Aとはあまり親しまなかった。Aは、自らの社長としての地位を安泰なものとするべく、店舗のリニューアル資金に充てるとの名目のもと、X社の株式300株を新たに発行し、その全てをA自らに割り当てることとした（以下「本件新株発行」という。）。令和2年9月10日、本件新株発行は実行され、Aはその全額をX社に払い込むとともに必要な登記手続きも遅滞なく実行された。なお、本件新株発行につき、その払込金額は適正なものとする。Aは、本件新株発行につき、Bには全く伝えていなかったが、Cには事前に伝えたところ、Cは店舗のリニューアル目的との説明に納得していた。同年10月10日、BはCから本件新株発行の事実を聞き、弁護士に相談したところ、新株発行の無効の訴え（以下「本件訴え」という。）を提起することを勧められた。

本件訴えが認容されるかどうかについて、論じなさい。（40点）